

令和7年度

第10回千葉市農業委員会総会議事録

千葉市農業委員会

## 千葉市農業委員会総会議事録

令和8年1月15日、千葉市農業委員会会長 長谷部 衡平は、令和7年度第10回千葉市農業委員会総会を千葉市役所高層棟2階XL会議室201・202に招集した。

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	15件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	6件
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）	1件
議案第5号	特定生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について	2件
議案第6号	農用地利用集積等促進計画（案）の意見について	21件

報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出について	10件
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	10件
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	32件
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について	1件
報告第5号	地目変更登記に係る照会に対する回答について	23件

<出席委員> (16名)

1番	秋庭重樹	2番	石井一也
3番	小川友安	4番	長谷部衡平
5番	芳澤和哉	7番	横山清亮
8番	槇本泉	9番	佐々木貴史
10番	秋葉重雄	11番	大塚秀行
12番	脇田章子	13番	清宮惠理子
14番	小林直樹	15番	市原律子
16番	高橋芳和	17番	齊藤憲次

<欠席委員> (1名)

6番 小島英男

<事務局説明員>

事務局長	渡部義憲	次長	森田悟
次長補佐	有富裕和	農地活用班長	小野澤淑子
農地保全班長	黒川聖治	農地審査班長	森末豪
農地指導班長	田中正直		

<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p style="text-align: center;">開 会 ( 午前10時00分 )</p> <p>ただいまより、令和7年度第10回千葉市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>お手元の会議日程に従いまして、進行させていただきます。</p> <p>本日の出席委員は、17人中16人で総会は成立しております。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>はじめに、日程第1「議事録署名人の選出」ですが、議席番号順となっておりますので、私より指名いたします。</p> <p style="padding-left: 40px;">議席番号 14番 小林 直樹 委員</p> <p style="padding-left: 40px;">議席番号 15番 市原 律子 委員</p> <p>のご両名をお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたしますが、第4項については、関係委員にご退室いただいた上で、審議、採決します。</p> <p>それでは、関係委員におかれましては、恐れ入りますが、ご退室をお願いします。</p>
<p>議場</p>	<p style="text-align: center;">——— 小林委員退室 ———</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>それでは初めに、第4項について、事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。</p>
<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案書の2ページをご覧ください。</p> <p>第4項です。</p> <p>お手元の資料9ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります若葉区多部田町に在住の方が、義務者であります、同区同町に在住の方が所有する同区同町の農地を経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、キクイモを予定しております。</p> <p>事前審査第2班としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「地域調和要件」等に適合して</p>

<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>おり、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。</p>
	<p>説明は以上でございます。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。</p>
	<p>ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願いいたします。</p>
	<p>質問、意見等無いようですので、採決いたします。</p>
	<p>事前審査第2班班長の説明のとおり、議案第1号第4項について許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 挙手 ————</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。</p>
	<p>賛成全員でございますので、議案第1号第4項について許可と決定いたします。</p>
	<p>それでは、関係委員にご入室いただきます。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 小林委員入室 ————</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>次に第5項及び第6項について、農業委員会等に関する法律第31条により、委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、議事に参与することができない旨規定されていることから、関係委員にご退室いただいた上で、審議、採決します。</p>
	<p>それでは、関係委員におかれましては、恐れ入りますが、ご退室をお願いいたします。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 佐々木委員退室 ————</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>それでは第5項及び第6項について、事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。</p>
	<p>ご説明いたします。</p>
<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>議案書の3ページをご覧ください。</p>
	<p>第5項です。第6項と関連案件ですので、一括してご説明いたします。</p>
	<p>お手元の資料10ページから11ページをご参照ください。</p>
	<p>本案件は、権利者であります若葉区下田町に在住の方が、義務者であり</p>

事前審査第2班 (横山班長)	<p>ます、四街道市在住の方及び他1名が所有する若葉区更科町の農地を経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。 申請地の取得後の作目は、水稻を予定しております。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>事前審査第2班としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「地域調和要件」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願いいたします。</p> <p>質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第2班班長の説明のとおり、議案第1号第5項及び第6項について許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>
議長	<p>———— 挙手 ————</p>
議長 (長谷部会長)	<p>ありがとうございました。 賛成全員でございますので、議案第1号第4項について許可と決定いたします。 それでは、関係委員にご入室いただきます。</p>
議長	<p>———— 佐々木委員入室 ————</p>
議長 (長谷部会長)	<p>それでは次に、第1項から第3項及び第7項から第15項について、事前審査第2班班長、説明をお願いします。</p>
事前審査第2班 (横山班長)	<p>ご説明いたします。 議案書の1ページをご覧ください。 第1項です。 お手元の資料1ページから6ページをご参照ください。 本案件は、権利者であります緑区あすみが丘3丁目に在住の方が、義務者であります同区おゆみ野6丁目に在住の方が所有する同区小食土町の農地を、新規就農のため、賃借権の設定をするものです。 申請地の取得後の作目は、ハクサイ、ニンニクなどを予定しております。</p>

事前審査第2班  
(横山班長)

す。  
面接した権利者によりますと、2010年ころから友人の畑の一部を手伝っており、これまで農業経験を積んできたとのことです。  
事前審査会では、申請地の周りの農地の状況はどうかとの質問があり、両脇の農地は、ムギとダイズを輪作しており、周辺では荒れている農地もある状況とのことでした。  
また、無農薬栽培をすることやイノシシやハクビシンの被害があるとのことで、病害虫対策や有害鳥獣対策をしないと周辺農地への影響が大きいので、地域の皆さんと話し合いを行い、対策を実施していただきたいとの意見がありました。  
次に第2項です。  
お手元の資料7ページをご参照ください。  
本案件は、権利者であります花見川区内山町に在住の方が、義務者であります同区長作町に在住の方が所有する同区内山町の農地を、経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。  
申請地の取得後の作目は、ニンジン、キャベツを予定しております。  
議案書の2ページをご覧ください。  
次に第3項です。  
お手元の資料8ページをご参照ください。  
本案件は、権利者であります若葉区源町に在住の方が、義務者であります、花見川区千種町に在住の方及び他1名が所有する若葉区源町の農地を、持分移転のため、所有権の移転をするものです。  
申請地の取得後の作目は、クリを予定しております。  
議案書の4ページをご覧ください。  
次に第7項です。  
お手元の資料12ページから14ページをご参照ください。  
本案件は、権利者であります若葉区下田町在住の方が、義務者であります、権利者の夫が所有する同区同町及び同区谷当町の農地を、権利承継のため、所有権の移転をするものです。  
申請地の取得後の作目は、ハウレンソウ、水稻などを予定しております。  
次に第8項です。  
お手元の資料15ページをご参照ください。  
本案件は、権利者であります若葉区大井戸町に在住の方が、義務者であります、同区同町に在住の方が所有する同区同町の農地を経営規模拡大のため、所有権の移転するものです。  
申請地の取得後の作目は、ハクサイなどを予定しております。  
次に第9項です。

<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>お手元の資料16ページをご参照ください。本案件は、権利者であります若葉区に在住の方が、義務者の方が所有する同区の農地を経営規模拡大のため、所有権の移転するものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、キュウリなどを予定しております。</p> <p>次に第10項です。</p> <p>お手元の資料17ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります緑区誉田町2丁目に在住の方が、義務者であります、若葉区中野町に在住の方が所有する同区同町の農地を経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、芝を予定しております。</p> <p>議案書の6ページをご覧ください。</p> <p>次に第11項です。</p> <p>お手元の資料18ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります若葉区多部田町在住の方が、義務者であります、同区中野町に在住の方が所有する同区同町の農地を経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、芝を予定しております。</p> <p>第10項、第11項については事前審査会当日、現地を見たいとの意見があり、現地確認を実施しましたが、芝生を張ってある平坦な土地で特に問題はありませんでした。</p> <p>次に第12項です。</p> <p>お手元の資料19ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります若葉区中野町在住の方が、義務者であります、八街市に在住の方が所有する若葉区中野町の農地を経営規模拡大のため、所有権の移転するものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、ラッカセイを予定しております。</p> <p>議案書の7ページをご覧ください。</p> <p>次に第13項です。</p> <p>お手元の資料20ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります緑区大木戸町在住の方が、義務者であります、同区同町に在住の方が所有する同区板倉町の農地を経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、ニンジンなどを予定しております。</p> <p>次に第14項です。</p> <p>お手元の資料21ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります大網白里市在住の方が、義務者であります、権利者の祖父が所有する緑区小食土町の農地を権利承継のため、所有権の移転をするものです。</p>
---------------------------	--

<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>申請地の取得後の作目は、ジャガイモ、ホウレンソウを予定しております。 議案書の8ページをご覧ください。 次に第15項です。第15項は議案第4号第1項と一体案件となっておりますので、議案第4号第1項の説明時に一括して説明させていただきます。</p> <p>事前審査第2班としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「地域調和要件」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願いいたします。</p>
<p>小林委員</p>	<p>1項について、賃貸借の契約期間は何年ぐらいなのでしょう。それから登記面積と作付面積を比べると、作付面積の方が面積が少ないのですが、残りの部分は何をするか教えてください。また、果樹を植えられるようですがこの方は森林化しないように管理をしていけるのかの確認をしたいです。</p>
<p>事務局</p>	<p>契約期間については、詳細に把握していないのが現状です。申し訳ありません。 面積ですが、こちらは多品目栽培される関係で、間をあける部分を抜いているというような形の説明でした。 果樹については、当然山林化しないように、こちらもパトロール等で気をつけるような形にしたいと思います。</p>
<p>小林委員</p>	<p>次に3項について、義務者の方は耕作できないのであれば、なぜ贈与を受けたのでしょうか。また、そのときの許可ってというのは、どのようになされたのか、もしわかれば教えてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書に贈与となっておりますが、正確には相続となっております。権利者と義務者のお父様から権利者と義務者の兄弟にそれぞれ相続がされました。相続ですので許可等はなく、実際に耕作されているのが今回の権利者に当たる方になっておりますので、その方に集約する形になって</p>

事務局	おります。
橋本委員	1項の面積の違いは、農作業器具や資材を置く小屋の面積だと思います。
議長 (長谷部会長)	質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第2班班長の説明のとおり、議案第1号第1項から第3項及び第7項から第14項について許可することに賛成の方は、挙手願います。
議場	—— 挙手 ——
議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 賛成全員でございますので、議案第1号第1項から第3項及び第7項から第14項について許可と決定いたします。  次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。
事前審査第2班 (横山班長)	ご説明いたします。 議案書9ページをご覧ください。 第1項です。 お手元の資料26ページから29ページをご参照ください。 資料は位置図、公図、土地利用計画図、融資証明書を添付しております。 本案件は、申請地を貸事業所・貸駐車場用地とするものです。 申請土地は、千葉都市モノレールみつわ台駅の北東に約1.2キロメートルに位置する農地です。 農地区分は、水道管、下水道管が埋設された道路の沿道の区域で、申請地から500メートル以内に小学校と病院があることから第3種農地と判断しました。 被害防除については、ブロックを設置し、周囲への影響を防止します。 排水については、汚水は污水管に接続し、雨水は浸透施設で処理後、側溝に接続します。 事前審査第2班としましては、農地法上の許可基準であります、立地基準、一般基準に適合しており、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>説明は以上でございます。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をもってお願いします。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第2班班長の説明のとおり、議案第2号について許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議場</p>	<p>——— 挙手 ———</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。 賛成全員でございますので、議案第2号については、許可と決定いたします。</p>
<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。</p>
<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>ご説明いたします。 議案書の10ページをご覧ください。 第1項です。 お手元の資料30ページから34ページをご参照ください。 資料は位置図、公図、土地利用計画図、融資関係書を添付しております。 本案件は、申請地を貸駐車場用地とするため、所有権の移転をするものです。 申請土地は、千葉北インターチェンジから北東に約1.6キロメートルに位置する農地です。 農地区分は、水道管、下水道管が埋設された道路の沿道の区域で、申請地から500メートル以内に特別支援学校と歯科医院があることから第3種農地と判断しました。 排水については、雨水を自然浸透で処理します。 次に第2項です。第3項から第4項までと一体案件ですので、一括してご説明いたします。 お手元の資料35ページから60ページをご参照ください。</p>

<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>資料は位置図、公図、土地利用計画図、融資関係書を添付しております。</p> <p>本案件は、申請地を特定建築条件付売買予定地用地とするため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請土地は、千葉都市モノレールスポーツセンター駅から南東に約500メートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、駅から1キロ以内の農地であることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除対策については、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。</p> <p>排水については、汚水は污水管に接続し、雨水は浸透施設にて処理後、雨水管へ接続します。</p> <p>次に第5項です。</p> <p>お手元の資料61ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、申請地を墓地用地とするため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請土地は、穴川インターチェンジから北に約300メートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、概ね300メートル以内にインターチェンジがあることから、第3種農地と判断しました。</p> <p>被害防除対策については、ブロック、フェンスを設置し、土砂の流出を防止します。</p> <p>排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>次に第6項です。</p> <p>お手元の資料62ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、申請地を専用住宅用地とするため、使用貸借権の設定をするものです。</p> <p>申請土地は、JR誉田駅から東に約1キロメートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、駅から1キロ以内の農地であることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除対策については、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。</p> <p>排水については、汚水は污水管に接続し、雨水は浸透施設にて処理後、側溝へ接続します。</p> <p>事前審査第2班としましては、農地法上の許可基準であります、立地基準、一般基準に適合しており、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。</p>
---------------------------	---

事前審査第2班 (横山班長)	説明は以上でございます。
議長 (長谷部会長)	ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をお願いいたします。
小林委員	2号から4号までについて、被害防止策は講じていただきますが、一部が土砂災害警戒区域に指定されてるような資料がございました。今回の農地に限らず、全体として災害が起きないように、周辺の農業への影響が起きないように注意して進めていただきたいと思います。それから、土地の一筆の一部を許可するものが含まれてますが、資料の中に、一筆全部を担保設定するようなものも見受けられましたので、当然所有権が自分のところに来なければ、担保設定もできないと思いますので、申請者の方と齟齬がないように、進めていただければと思います。
議長 (長谷部会長)	質問、意見等無いようですので、採決いたします。事前審査第2班班長の説明のとおり、議案第3号について許可とすることに賛成の方は、挙手願います。
議場	——— 挙手 ———
議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。賛成全員でございますので、議案第3号について、許可と決定いたします。
事前審査第2班 (横山班長)	次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）」を上程いたします。事前審査第2班班長、ご説明願います。 ご説明いたします。議案第4号は現地調査を実施しました。議案書の13ページをご覧ください。第1項です。本件は議案書8ページの議案第1号第15項と一体案件となりますので、一括してご説明いたします。お手元の資料22ページから25ページをご参照ください。資料は位置図、公図、土地利用計画図、植付配置図を添付しております。本件は東京都中央区日本橋人形町三丁目に本店の所在を置く法人が、緑

<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>区上大和田町の畑1筆において、営農型太陽光発電設備用地として2回目の期間の更新を行うものです。</p> <p>議案第1号第15項においては、太陽光パネル設置にあたり、農地の上空を利用するため、区分地上権を設定します。</p> <p>施設の概要は、パネル枚数324枚、支柱等の農地接地面積0.40平方メートル、発電出力は49.5キロワットです。</p> <p>栽培作物については、前回許可時からのサカキとなりますが、収穫まで5、6年かかるとされ、植付から3年ほどしか経過していないため収量の実績は現時点ではありません。</p> <p>更新期間は、令和8年1月21日から令和11年1月20日までの3年間となります。</p> <p>また、議案第1号第15項の区分地上権についても、同じく3年間で設定されます。</p> <p>審査会で、現地を確認したところ、サカキが栽培され、農地の管理は適正であったが、虫による被害がひどく、収穫・出荷に耐えうるのかという意見や、春以降、現地の状況を継続的に把握すること、また出荷データを事務局に提出することなどの意見がありました。</p> <p>事前審査第2班といたしましては、特に問題ないものと判断し、議案第1号第15項及び議案第4号を、許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。</p>
<p>橋本委員</p>	<p>第1項について、知見を有する者の判断はどのようにされたのか。それから、現在サカキが植えてあり、防草シートが張ってあります。当初は何の作物で許可をされたのかを教えてくださいたいです。</p>
<p>事務局</p>	<p>まず、知見を有する者の判断について、申請時に様式に準じた形で提出があり、所見といたしましては、順調に進んでいるということですが、ただ収穫まで引き続き生育状況を注視する必要があるとのことでした。</p> <p>2点目については、前回の許可時からサカキなのですが、最初の許可の際は里芋を栽培しておりました。連作障害というところで前回の許可時からサカキに切り換えたというところがございます。</p>
<p>橋本委員</p>	<p>サカキを植えた何年後に売り物になるのかわかる範囲で教えてくださいたいです。</p>

事務局	5～6年ですが、早いものと3年程度で出荷できる状況になるという認識しております。
橋本委員	<p>大体5年から10年近くなるとあの日陰の中では成長しないと思います。</p> <p>このような営農型太陽光発電の中で、実際の根菜類とか葉物を作った例というのは、あまりこの頃見たことないです。</p> <p>特に更新にあたっては、サカキやブルーベリーが非常に多くなり、本当の葉物根菜類を作らないことが多いと思います。</p> <p>これは農林水産省等がどこまでいいのかということ、どのような判断でやられてるかを教えていただきたいです。</p>
事務局	<p>国の資料では、栽培作物全体の30%以上がサカキで占めてるところで、橋本委員がおっしゃる通りサカキが32%、ブルーベリーやかんきつ類等が14%と非常に多いです。</p> <p>栽培作物への規制に関しましては、国の資料でも規制はしていないということ、Q&amp;Aで明確にしています。</p> <p>我々の方でも、今年度政令市の実務者会議の方で、他市の状況を把握するために議案として提案いたしまして、全市で規制はしていない、今のところ検討はしていないというところで、政策的な観点もあって国の枠組みの中での運用のところでいかに把握するかと思います。ただ、国でもこのような状況というのは当然把握してるところですので、今後少し変わってくるという認識を持っているところです。千葉市としては、枠組みの中で栽培の状況等を、委員会全体として注視していくということで、今のところは対応を考えているところでございます。</p>
橋本委員	<p>最後に1つ要望なのですが、大木戸町の大野地区でみなさんが木を切って、そこを太陽光にしています。そのような例がたくさん出てきており、結果的に、地区内で大規模にやっている農家がそこを借りようとしても、太陽光に貸してしまっている状況で、地域計画を立てようとしても、その辺がネックになり、どうにもならない状況です。</p> <p>先ほど事務局が言われたように、政令指定都市の会議等で意見を出し合って、国に要望するなどをよろしくお願ひしたいと思います。</p>
清宮委員	<p>橋本委員の意見として、少なくとも耕作にすごく適してるところに太陽光を作るっていうのは、すごく胸が痛かったです。都川流域の荒れているようなところはしょうがないかなと思うので住み分けみたいなものを、やっていた方がいいんじゃないかなと思います。</p>

<p>清宮委員</p>	<p>今回の第1項は、現地調査に行って、実際にこの春ぐらいから収穫をするとは言っていました。ですので、きちんと売り先とか売り上げがあるかどうかを、データを出して欲しいと言ったところ、データを出すと言っていましたので、厳しく見ていた方がいいかなと思います。</p> <p>こちらを言うことによって、作ってる方も真剣に出荷しようという体制になると思いますので、1回言って終わりではなくて、声をかけるなり、様子を見るなりして、本気になって取り組めば、営農型でも今よりは良くなると思うので、こちらの方で継続して見ていくってことは非常に大切だなと思いました。</p> <p>皆さんも事前審査等で回るときにも、もちろん私も含めて、継続して見ていきたいと思います。</p>
<p>小林委員</p>	<p>利用状況調査が毎年行われることになっていて、そのときにアクタバを利用すると思いますが、営農型太陽光をやっているところは、営農状況をどのように確認するのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>衛星画像やAI判定ですと、パネルが写ってしまい、非農地で出てしまう可能性がありますので、そこは個別に調査対象とするようにいたしております。</p>
<p>小林委員</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>便利になる一方、それに隠れてしまう部分もあると思いますので、注意しながら便利な方を使っていただければなと思います。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>質問、意見等ないようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第2班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 挙手 ————</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>賛成全員でございますので、議案第1号第15項及び議案第4号は、許可と決定いたします。</p> <p>次に、議案第5号「特定生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について」を上程いたします。</p> <p>事前審査第2班班長、ご説明願います。</p>

<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>説明いたします。 議案書の14ページをご覧ください。 第1項は、稲毛区長沼町に在住の方が所有している同区同町の畑1筆、合計面積806平方メートルについて、買取り申出者本人が農業の主たる従事者であったことを、令和7年12月16日の現地調査により、小川推進委員に確認していただきました。 買取り申出の事由は、農業従事者の「故障」によるもので、営農の継続が難しい旨の診断書も提出されております。 第2項は、緑区古市場町に在住の方が所有している、同区同町の畑2筆、合計面積625平方メートルについて、買取り申出者本人が農業の主たる従事者であったことを、令和7年12月23日の現地調査により、太田推進委員に確認していただきました。 買取り申出の事由は、農業従事者の「故障」によるもので、営農の継続が難しい旨の診断書も提出されております。 事前審査第2班といたしましては、特に問題ないものと判断し、証明書を発行することについて承認相当と決定いたしました。 説明は以上です。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願いいたします。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>質問、意見等ないようですので、採決いたします。 事前審査第2班班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 挙手 ————</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。 賛成全員でございますので、議案第5号は、承認と決定いたします。  次に、議案第6号「農用地利用集積等促進計画案の意見について」を上程いたします。 それでは、第1項から第21項について、事前審査第2班班長、説明をお願いします。</p>
<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>ご説明いたします。 議案書の15ページをご覧ください。</p>

<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積等促進計画案についての意見を求められたものです。</p> <p>意見聴取後、県から権限移譲を受けた市が農用地利用集積等促進計画を認可し、貸借が成立します。</p> <p>第1項は、若葉区下田町在住の農家の方が、若葉区更科町在住の方が所有する若葉区大井戸町の田3筆、合計面積8,991㎡に賃借権を再設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は、水稻です。</p> <p>第2項は、花見川区畑町在住の農家の方が、同区同町在住の方が所有する同区同町の畑1筆、面積2,885㎡に使用貸借権を再設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は、ブロッコリーです。</p> <p>次に16ページをご覧ください。</p> <p>第3項から第4項は、権利者が同一のため一括して説明します。</p> <p>若葉区御成台在住の農家の方が、同区大井戸町在住の方、他1名が所有する同区同町及び上泉町の畑3筆、合計面積1,361㎡に賃借権を再設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は、ニンニク、オクラです。</p> <p>次に17ページをご覧ください。</p> <p>第5項から第6項は、権利者が同一のため一括して説明します。</p> <p>若葉区更科町在住の農家の方が、同区上泉町在住の方、他1名が所有する同区同町の畑8筆、合計面積3,202㎡に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は、ネギです。</p> <p>次に18ページをご覧ください。</p> <p>第7項から第8項は、権利者が同一のため一括して説明します。</p> <p>若葉区川井町に所在のある農地所有適格法人が、同区高根町在住の方、他1名が所有する同区同町及び野呂町の田2筆、合計面積3,213㎡に賃借権を再設定及び使用貸借権を新たに設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は、水稻です。</p> <p>次に19ページをご覧ください。</p> <p>第9項は、緑区あすみが丘東在住の農家の方が、若葉区野呂町在住の方が所有する同区同町の畑1筆、面積4,208㎡に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は、ショウガ、サツマイモです。</p> <p>第10項は、若葉区みつわ台在住の農家の方が、同区富田町在住の方が所有する同区同町の畑4筆、合計面積6,277㎡に賃借権を再設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は、ネギ、ハクサイ、キャベツです。</p> <p>次に20ページをご覧ください。</p>
---------------------------	---

<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>第11項は、若葉区多部田町在住の農家の方が、同区同町在住の方が所有する同区同町の畑2筆、合計面積777㎡に使用貸借権を新たに設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は、サトイモです。第12項から22ページの第16項は、権利者が同一のため一括して説明します。</p> <p>千葉県富里市に所在のある農地所有適格法人が、若葉区中野町在住の方、他2名が所有する同区同町及び緑区高田町の畑11筆、合計面積13,464㎡に賃借権を再設定及び新たに設定するもので、設定期間は5年から10年、権利者の作付品目は、コマツナです。</p> <p>次に23ページをご覧ください。</p> <p>第17項から25ページの第21項は、権利者が同一のため一括して説明します。</p> <p>緑区土気町に所在のある農地所有適格法人が、緑区高田町在住の方、他4名が所有する同区同町及び土気町の田9筆、合計面積11,493㎡に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は5年から10年、権利者の作付品目は、水稻です。</p> <p>事前審査第2班といたしましても、本案件は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号に規定する要件を満たしているものと判断いたします。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>質問、意見等ないようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第2班班長の説明について、意見なしとすることに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議場</p>	<p>—— 挙 手 ——</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、第1項から第21項について「意見なし」と決定いたします。</p> <p>以上で審議案件は終了いたしましたので、報告案件について、第1号から第5号までを一括して上程いたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>



<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>質問、意見等無いようです。 これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと存じます。</p> <p>以上をもちまして、令和7年度第10回千葉県農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。</p> <p style="text-align: center;">閉 会 (午前11時00分)</p>
-----------------------	---